

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県工業技術センター実験排水処理施設維持管理業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めるとともに当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成20年度和歌山県工業技術センター実験排水処理施設維持管理業務

(2) 契約期間

契約日から平成21年3月31日まで

(3) 業務委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月25日（月）現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始がなされていない者であること。

(6) 実験排水処理施設の維持管理等の業務において2年以上の実績があること。若しくは同等以上と認められる排水処理に関する施設の運営維持管理等において2年以上の実績のある者であること。

3 資格審査申請書及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町民税）

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

- (2) (1) のイからキまでに掲げる申請書類については、平成20年2月25日(月)時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に変えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月25日(月)から平成20年3月10日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月10日(月)までに和歌山県工業技術センターに対して電話または書面（ファクシミリを含む）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成20年2月25日(月)から平成20年3月10日(月)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県工業技術センター
和歌山県和歌山市小倉60番地
郵便番号 649-6261
電話番号 073-477-1271
ファクシミリ番号 073-477-2880
- 6 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年3月14日までに郵送により送付する。